

## 中南米競争法—基本情報と最新動向

2025年3月12日 14:00～16:00

講師：一橋大学名誉教授・名古屋商科大学大学院教授 阿部 博友 氏

### 1. 中南米における競争法の歴史と特色<sup>1</sup>

- ・中南米諸国(33カ国、総人口6億人)のほぼすべてに競争法がある。但し発展段階に大きな格差がある。2021年5月時点で、スペイン語圏のポリビア<sup>2</sup>、キューバには競争法がない。

第1段階 (1923～1990年)	アルゼンチン(1923)、メキシコ(1934)、コロンビア(1959)、チリ(同)、ブラジル(1962)が競争法制定。
第2段階 (1990～2000年)	ペルー(1991)、ベネズエラ(1992)、ジャマイカ(1993)、コスタリカ(1994)、パナマ(1996)等が競争法制定。
第3段階 (2000～2010年)	解放経済と自由化の流れで中南米先進諸国を中心に競争法発展と競争政策充実。
第4段階 (2010～現在)	<ul style="list-style-type: none"><li>・中南米という枠組みを超えた国際協力体制構築。米国、カナダ、日本、韓国、EU競争当局と二国間協定。</li><li>・リニエンシー導入、積極的活用。法執行の重点がカルテル摘発。カルテルに対する刑事罰を採用する国が多い。入札談合も規制強化。</li><li>・企業結合規制への積極的取組。ブラジル、チリ、ペルー等事後審査のみ実施していた国が法改正により事前審査制に移行。</li></ul>

### 2. Latin America and Caribbean Competition Forum(LACCF)の主要テーマ

- ・2003年OECDと米州開発銀行がLACCFを設立。近年のテーマは下記の通り。

2021年9月 (ウェブ会議)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 競争法執行におけるコンプライアンスプログラム</li><li>② 垂直型制限の効果分析</li><li>③ 競争とクレジットカード加盟店がカード発行会社に払う手数料</li></ul>
2022年9月 (ブラジル)	<ul style="list-style-type: none"><li>① リニエンシー申告の促進強化策</li><li>② ガス産業における市場画定</li><li>③ メディアの企業結合</li></ul>
2023年9月 (エクアドル)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 競争と貧困</li><li>② ドミニカ競争法の審査</li><li>③ 競争とスポーツ</li></ul>
2024年10月 <sup>3</sup> (ドミニカ)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 競争、金融サービスのIT化とオープンバンキング</li><li>② 暫定措置</li><li>③ 職権調査</li></ul>

<sup>1</sup> 講師著「ラテンアメリカ及びカリブ海諸国の競争法と競争政策」(2021年3月「公正取引」No.845)

<sup>2</sup> 2009年憲法第314条は、民間独占を禁止している。

<sup>3</sup> <https://www.oecd.org/en/events/2024/10/latin-american-and-caribbean-competition-forum-2024.html>

・OECD-IDB 発行の Peer Review of Competition Law & Policy でも PERU 2018, BRAZIL 2019, Argentina 2019, Mexico 2020 などが参考となる。

### 3. メキシコ・チリ・ブラジル競争法の概要

	メキシコ	チリ	ブラジル
法律	2014 年連邦経済競争法	1973 年法令第 211 号。 2009 年改正	2012 年法律第 12529 号。 2022 年改正
執行機関	連邦経済競争委員会 (COFECE)	国家経済検事局(FNE)が担当 競争保護審議会(TDLC)が承認	経済防衛行政審議会(CADE)
刑事罰	絶対的競争制限行為につき 刑事罰適用。5~10 年の禁 錮刑他	法律 No.20945 で刑事罰導入	個人に対して 2~5 年の禁錮 刑及び罰金刑
リニエン シー	行政制裁及び刑事罰免除。	国家経済検事局が減免権限を 有する。	制度あり。
確約手続	確約手続あり	和解手続あり。	確約手続あり。
制裁金	・上限:国内年間売上高 10% ・再犯調整あり。	・違反売上高 X 違反期間 X1.2 又は ・違反経済利益 X1.35 ・再犯調整あり。	・違反総売上高 X0.1~20% ・関与役員は法人制裁金の 1~20% ・再犯調整あり。
問題点	・制裁金計算ガイドライン の欠如。 ・入札談合による公共入札 参加資格喪失がない。	・刑事罰の量刑基準不明確 ・TDLC の違法行為認定後で なければ FNE は起訴できな い。	・制裁金賦課基準が不明確 ・CADE は経済分野を 144 に分類しているが、その確 定は困難。
改正に依 る動向	COFECE を技術的にも運 用においても独立した新機 関に置換える計画有り。	FNE による企業結合ガイドラ イン創設が活発化。	損害額の 2 倍を補償する懲 罰的賠償制度の導入。 損害賠償の消滅時効を 5 年 に延長した。

### 4. メキシコ、チリ、ブラジルの競争法事件

#### (1) 自動車運送船カルテル事件(Roll on Roll off shipment cartel)

2017 年 6 月 9 日、COFECE(メキシコ)は、チリの CSAV、川崎汽船(KL)、子会社 K Line America、商船三井(MOL)、子会社の Mitsui OSK Bulk Shipping、日本郵船(NYK)、Wallenius Wilhelmsen Logistics の 7 社に総額 5 億 8166 万ペソ (約 35.5 億円) の制裁金を課した。MOL と同子会社は、リニエンシー申請を行い、名目的少額の支払 112 ペソ (約 670 円) を行った。

(2) 自動車エアコン用コンプレッサーカルテル事件<sup>4</sup>

2016年8月1日、COFECE(メキシコ)は三菱重工によるコンプレッサーカルテルは競争法に違反するとして、制裁金を課す旨通知をした。三菱重工はCOFECE調査開始前に違反行為を取りやめ、減免申請をして制裁金減額が認められたとしている。

(3) デルタ航空、LATAM 航空合併事業

2020年5月、デルタ航空とLATAM航空は合併契約を締結。

2021年10月29日、デルタ航空、LATAM航空は、両社合併計画に関するFNE(チリ)合意をチリ自由競争保護裁判所が承認したと発表<sup>5</sup>。

(4) NTN ブラジル子会社ベアリングカルテル事件

2021年3月31日、CADE(ブラジル)はNTN ブラジル子会社ベアリング取引に関してブラジル競争法違反争があったとしてBRL9,318,311.31(約1.8億円)の制裁金を課した。尚、NTN-フランス子会社)に対しては、ブラジル競争違反行為が認められない旨を決定した。

5. サステナビリティ協定とブラジル当局の対応

(1) CADE がサステナビリティ協定を承認<sup>6</sup>

- ・2023年6月21日、CADEは、大手農産物取引業者らのJV創設(SustainIt, Cargill, Lous Dreyfus, AMDが各25%出資)を承認した。当該JVは農産物のサステナビリティ標準化ソフトウェアを開発し、運営するものである。

(2) 2つの学説

- ・或る学者は、ブラジル競争法の原則として、サステナビリティ重視の規範があることを提唱している。一方で、他の学者は、サステナビリティに優しい競争政策は、グリーンウォッシング(green washing)やカルテルの隠れ蓑となる可能性があるかと懸念を表明している。

---

<sup>4</sup> [https://www.mhi.com/notice/notice\\_20160802.html](https://www.mhi.com/notice/notice_20160802.html)

<sup>5</sup> [http://www.japanpress.co.jp/front/SP\\_topnews-m.php?news=1635756432](http://www.japanpress.co.jp/front/SP_topnews-m.php?news=1635756432)  
<https://www.aeroflap.com.br/en/justica-do-chile-aprova-acordo-de-joint-venture-entre-o-grupo-latam-e-a-delta-air-lines/>

<sup>6</sup> <https://www.gov.br/cade/en/matters/news/cade-clears-joint-venture-for-the-development-of-sustainability-measurement-software>

## 6. 2022年ブラジル競争法改正<sup>7</sup> (2022年11月16日付法律第14.470号)

### (1) 2倍賠償制度 (第47条第1項)

- ・経済秩序侵害行為の被害者は、その被った損害について、2倍額を請求する権利を有する。

### (2) 公的執行と2倍賠償制度のバランス (第47条第2項及び第3項)

- ・CADE確認のリニエンシー合意当事者、確約合意当事者には2倍賠償制度の提供はない。被害者に生じた損害額のみにつき賠償責任を負う。
- ・リニエンシー合意当事者及び確約合意当事者は、当該当事者により被害者に生じた損害についてのみ責任を負う。他の違反当事者による違反により生じた損害に関し、連帯責任を負わない。

### (3) 価格転嫁抗弁不許と証拠(第47条第4項及び第47条-A項)

- ・価格転嫁は第36条による経済秩序侵害行為については推定されない。
- ・裁判官は、第47条による訴えにおいて、経済擁護裁定評議会(Tribunal Administrativo de Defesa Econômica)の全体会による決定を裁判所による暫定措置を認めるための十分な証拠として扱うことができる。

### (4) 時効 (第46-A条)

- ・第46-A条第1項：第36条による経済秩序侵害行為により生じる損害賠償請求権の消滅時効は、違法行為の明確な認知から起算して5年。
- ・第46-A条第2項：CADEによる行政手続の最終決定公表の際に違法行為の認知が生じる。

## 7. 総括

- (1) 1990年代初頭から始まる中南米諸国の市場開放政策下で、EU型競争法が導入されほぼ全域で施行されている。
- (2) EU型競争法ではあるが、いくつかの国々ではハードコアカルテルに対する刑事罰が導入されている。
- (3) リニエンシー制度はカルテル等不正摘発に機能している。
- (4) 和解、確約の活用が課題である。
- (5) 政治腐敗に伴い、不正公共入札などが摘発対象となっている。
- (6) 違反行為による損害賠償請求制度の成行きにつき注意する必要がある。
- (7) サステナビリティ協定に対する中南米競争当局の動きにも注意する必要がある。
- (8) デジテックへの対応に関し、中南米競争当局はEU競争当局の対応・規制を見守っている。

以上

---

<sup>7</sup> <https://www.gov.br/cade/en/matters/news/new-law-structuring-the-brazilian-private-antitrust-enforcement-system-enacted>